

① 労災保険給付業務の改革について

<業務の概要>

労働者が仕事や通勤が原因で負傷した場合等に、迅速かつ公平な保護をするため、必要な労災保険給付を行う業務

(平成25年度における請求件数：療養補償給付3,277,687件(支払件数)、休業補償給付614,371件、障害補償一時金21,255件、遺族一時補償金786件等)

【課題】

- 複雑・困難事案について請求から給付までの期間の短縮
- 請求手続等における請求人の負担軽減

【主な見直しの内容】

- 特別労災認定指導官など要員配置の適正化
- マイナンバーを活用した添付書類の削減
- 審査事務等の実態を踏まえた効率化策の検討

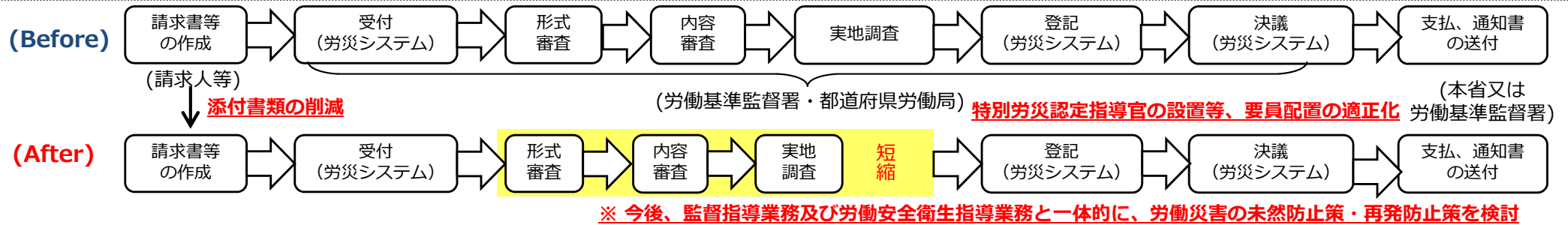
【これらの見直しによる効果】

- 複雑・困難事案の標準処理期間内の処理
- 添付書類の削減
(厚生年金額が分かる書類(約10万枚)の削減等)

【上記以外の取組(検討中)】

現在、労働基準行政全体のミッションである「労働者が安心して働ける社会の実現」に向け、監督指導業務及び安全衛生指導業務において、関係情報システムの機能改善等を行いつつ、労働災害の未然防止や効率的・効果的な事業場の監督指導に向けた改善方策等を検討中

今後、労働基準行政全体の好循環を図る観点からも、個別事案に係る労災保険給付情報の共有・分析を労働災害の未然防止・再発防止につなげるなど、監督指導業務及び安全衛生指導業務の取組と労災保険給付業務の見直しの取組を一体的に推進



工程表

	平成27年度				平成28年度				平成29年度	平成30年度	～	平成34年度				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1四半期					第2四半期	第3四半期	第4四半期	
特別労災認定指導官等の効果的指導	特別労災認定指導官の配置				次年度の定員要求数検討				特別労災認定指導官の配置(前年度要求)				引き続き、各署の業務量をもとに、労災認定調査官の再配置、定員要求を検討し、特別労災認定指導官の定員要求を行い、複雑・困難事案を処理する職員を効果的に配置する			
マイナンバーを活用した添付書類の削減	省令改正				個人番号の利用及び収集				業務量による労災認定調査官の再配置				業務量による労災認定調査官の再配置の検討			
労働基準局関係3業務の連携	告示改正				住民基本台帳ネットワークとの情報連携				日本年金機構との情報連携(開始時期は平成29年1月～11月までの間(未定))				次々期システム更改予定(平成34年以降)			
	次期ハードウェア更改に係る業務AP及び基盤設計・開発・テスト												次期システム稼働(平成30年5月)		次々期システム更改予定(平成34年以降)	
	個別事案の分析を未然防止・再発防止につなげる取組の検討															
労働基準局の他業務(監督指導業務、安全衛生指導業務)における業務見直しの取組内容・時期、関連システムの更改時期等も踏まえつつ取組可能な業務見直しについて検討し、順次実施																